

居宅介護支援及び介護予防支援事業所運営規程

社会福祉法人「桜友会」

居宅介護支援事業センター「ひばり」

居宅介護支援事業及び介護予防支援事業所運営規程

第1章 事業の目的及び運営の方針

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人桜友会が開設する指定居宅介護支援センター「ひばり」(以下「事業所」という)が行う指定居宅介護支援及び指定介護予防支援の事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態または要支援状態(以下「要介護状態」という)にある高齢者に対し、適正な居宅介護支援及び介護予防支援(以下「居宅介護支援」という)を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 指定居宅介護支援の事業は、利用者が要介護状態となった場合でも、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行う。
- 2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状態や置かれている環境等に応じ、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- 3 指定居宅介護支援の事業は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたって、提供する指定居宅サービス及び指定介護予防サービス(以下「居宅サービス」という)等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者及び介護予防サービス事業者(以下「居宅サービス事業者」という)等に不当に偏ることがないよう、公正中立に行う。
- 4 指定居宅介護支援の事業は、市町村、在宅介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、介護保険施設等との連携に努めて行う。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名称 (介護予防) 居宅介護支援事業センター「ひばり」
(2) 所在地 弘前市大字藤代字広田131番地1

第2章 職員の種類、員数及び職務内容

(職員の種類、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は、次の通りとする。

- (1) 管理者 1人 (常勤職員)
管理者は、事業所の従業者の管理及び職務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たる。

- (2) 主任介護支援専門員 1人 (常勤職員)
主任介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たるとともに介護支援専門員の指導をする。
- (3) 介護支援専門員 1人 (常勤職員)
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。
- (4) 事務職員 1人 (常勤職員)
事業所の運営管理に必要な事務部門全般の業務を行う。

第3章 営業日及び営業時間

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日とする。但し、祝日・12月31日から1月3日を除く。
- (2) 営業時間は、8時00分から17時00分までとする。

第4章 指定居宅介護支援の提供の方法、内容及び利用料その他の費用の額

(指定居宅介護支援の提供方法)

第6条 指定居宅介護支援事業の提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要その他のサービスの選択に必要な重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得る。

- 2 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者の希望を基礎として居宅サービス計画及び介護予防サービス計画（以下「居宅サービス計画」という）が作成されることなどを説明し、提供の開始について同意を得る。

第7条 正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒まない。但し、通常の事業の実施地域などを勘案し、利用申込者に対して適切な指定居宅介護支援の提供が困難であると認めた場合は、他の指定居宅介護支援事業者を紹介するなどし、必要な措置を講じる。

第8条 指定居宅介護支援の提供を求められた場合は、被保険者証により被保険者資格、要介護認定または要支援認定（以下「要介護認定等」という）の有無、要介護認定等の有効期間を確認する。

第9条 被保険者の要介護認定等に係る申請に関しては、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行う。

- 2 指定居宅介護支援の提供に際し、要介護認定等を受けていない利用申込者については、要介護認定等の申請が既に行われているか否かを確認し、行われていな

い場合には利用者の意思を踏まえて速やかに申請がなされるよう必要な援助を行う。

- 3 要介護認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定等の有効期間の満了日の1ヶ月前までには行われるよう、必要な援助をする。

第10条 介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時や、利用者やその家族から求められたときはこれを掲示する旨指導する。

第11条 利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、その他利用者からの申し出があった場合にはその利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付する。（指定居宅介護支援の内容）

第12条 管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させる。

- 2 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を公平に利用者又はその家族に対して提供して、利用者にサービスの選択を求める。

- 3 介護支援専門員は、通常、事業所内の相談室で利用者の相談を受ける。

- 4 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、所定の方式に基づく課題分析票を用いて、有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス、置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。

- 5 介護支援専門員は、前項に定める課題の把握に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行う。この際、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得る。

- 6 介護支援専門員は、利用者及びその家族の希望、利用者が抱える解決すべき課題に基づき、当該地域における介護給付の指定居宅サービス等の提供体制を勘案して、提供すべきサービスの目標及びその達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成する。尚、一人当たりの担当利用者数は40人未満とする。

- 7 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者を招集して会議（以下「サービス担当者会議」という）を開催し、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地から意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合につい

ては、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

- 8 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービスが、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について利用者に対して説明し、文章により同意を得る。
- 9 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後も、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行う。これを通じて、居宅サービス計画の実施状況や利用者の課題を把握し、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。
- 10 介護支援専門員は、前項の把握を行うため、指定居宅サービス等の提供開始後、1ヶ月に1回以上利用者の居宅を訪問する。
- 11 介護支援専門員は、利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合、または利用者が介護保健施設への入院もしくは入所を希望する場合には、介護保健施設への紹介その他の便宜の提供を行う。
- 12 介護支援専門員は、介護保健施設等から退院または退所しようとする要介護者等から依頼があった場合には、円滑に居宅における生活へ移行できるよう、あらかじめ居宅サービス計画の作成等の援助を行う。
- 13 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合、その他必要な場合は、利用者の同意を得て主治の医師または歯科医師（以下「主治の医師等」という）の意見を求める。
- 14 介護支援専門員は、医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限り、訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを居宅サービス計画に位置づける。また、医療サービス以外の指定居宅サービス等を居宅サービス計画に位置づける際、主治の医師の医学的観点からみた留意事項が示されている場合には、それを尊重する。
- 15 介護支援専門員は、利用者が掲示する被保険者証に、介護保険法第73条第2項に規定する認定審査会の意見、または同法第37条第1項の規定による係わる居宅サービスの種類が記載されている場合は、利用者にその旨（同法第37条第1項の規定による指定に係わる居宅サービスについては、変更の申請ができることを含む）を説明し、理解を得る。
- 16 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成または変更に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、原則として特定の時期に偏ることなく、計画的にサービス利用が行われるようにする。
- 17 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成または変更に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付の対象となるサービス以外にも、保健医療サービスや福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等も勘案して、居宅サービス計画上に位置づけるよう努める。

- 18 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者または家族に対してサービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明を行う。

(指定居宅介護支援の利用料等)

- 第13条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅支援が法定代理受領サービスである時は無料とする。
- 2 交通費はいただかないこととする。
- 3 第1項の利用料の支払いを受けた場合は、利用料の額を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付する。

第5章 通常の事業の実施地域

(通常の事業の実施地域)

- 第14条 通常の事業の実施地域は、弘前市・平川市・黒石市・大鰐町・板柳町・藤崎町・田舎館村とする。

第6章 その他の運営に関する重要事項

(法定代理受領サービスに係わる報告)

- 第15条 市町村もしくは国民健康保険連合会（以下「国保連」とする）に対して、居宅サービス計画に位置づけられている指定居宅サービス等のうち、法定代理受領サービスに該当するものに関する情報を記載した文章を毎月提出する。
- 2 市町村もしくは国保連に対して、居宅サービス計画に位置づけられている、基準該当居宅サービスに係わる特例居宅介護サービス、または特例居宅支援サービス費の支給に係わる事務に必要な情報を記載した文章を提出する。

(勤務体制の確保)

- 第16条 利用者に対して、適切な指定居宅介護支援を提供できるよう、介護支援専門員の勤務体制を定める。
- 2 介護支援専門員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設ける。
- | | | |
|---------|-----|-------|
| * 採用時研修 | 採用後 | 1ヶ月以内 |
| * 継続研修 | 年 | 1回以上 |

(職員の健康管理)

- 第17条 介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。

(秘密の保持)

- 第18条 事業所の職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又は家族の秘

密を漏らしてはならない。

2 従業者であったものが、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことがないように、従業者でなくなった後においても、これらの者の秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とするものとする。

(衛生管理)

第 19 条 本事業を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。

2 職員は、感染症等に関する知識の習得に努める。

(事故発生の時の対応)

第 20 条 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

2 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。ただし、事業所の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りでない。

(虐待防止に関する事項)

第 21 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(会計区分)

第 22 条 事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援の会計とその他の事業の会計を区分する。

第 23 条 この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する事項は、社会福祉法人桜友会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成19年 4月 1日から施行する
平成19年 9月 1日から人員変更
平成19年11月16日から人員変更
平成20年 1月 4日から人員変更
平成20年 4月 1日から人員変更
平成21年 4月 1日から人員変更
平成23年 4月 1日から人員変更
平成25年 4月 3日から人員変更
平成28年 4月 1日から人員変更
平成29年 4月 1日から 変更
平成29年 8月16日から 変更
平成31年 4月 1日から 変更
令和 2年 5月 1日から人員変更
令和 2年 7月 1日から人員変更
令和 3年 3月16日から人員変更
令和 3年 4月 1日から 変更
令和 6年 4月 1日から 変更
令和 7年 5月 1日から 変更